

20010885

厚生科学研究研究費補助金

生活安全総合研究事業

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する研究

平成13年度 総括研究報告書

主任研究員 大原 國章

平成14（2002）年 3月

目次

I. 総括研究報告書

エステティックサロンにおける身体危害防止に関する研究 1

大原國章

(資料 1) 消費者危害防止対策についての実態調査 調査票

(資料 2) ヒアリング予告調査一覧表及びヒアリング・実地体験評価結果

(資料 3) ヒアリング覆面調査一覧表及びヒアリング・実地体験評価結果

(資料 4) ヒアリング覆面調査一覧表及びヒアリング・実地体験評価結果

(資料 5) ケミカルピーリング剤の安全性にかかる分析及び臨床試験結果

・ケミカルピーリング剤分析結果一覧表

・ケミカルピーリング剤の安全性臨床試験結果一覧表

厚生科学研究費補助金（生活安全総合研究事業）
総括研究報告書

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する調査研究

主任研究者 大原 國章 国家公務員共済組合連合会虎の門病院皮膚科部長

研究要旨

全身美容を行ういわゆるエステティックサービス業は、1985年ころから急速に台頭してきた業種である。その急成長と裏腹に、エステティックサービスをめぐる消費者とのトラブルも増加傾向にある。そのトラブルは、役務提供にかかる契約に関するものが大半であるが、提供される施術サービスの広がりに伴って、熱傷、湿疹、色素沈着等、皮膚への危害報告が多くなっている。この調査研究では、近年、エステティックサービスのなかでも危害が増えているケミカル・ピーリング剤の安全性と、エステティックサービスの各種施術行為における安全性及びその実態について評価した。その結果は、エステティックサービスに用いる化粧品等の材料よりも、むしろ各施設（エステティックサロン）ごとの衛生上の管理基準、あるいはサービスを提供する個々の技術者のレベルのばらつき、技術者教育や育成にトラブルの原因があるものと思われる。

分担研究者

戸佐眞弓 まゆみクリニック 院長
山下理絵 湘南鎌倉総合病院形成外科・美容外科部長

A. 研究目的

バブル経済による好景気を追い風に、エステティックサービスは1985年ころから急速に台頭してきた。しかし、エステティックを業として定める法律や、サービスを提供する技術者の身分・技能の規定等がないため、新規参入の事業者が増えるにつれ、熟練度の低い技術者が生み出されてきた。

さらに、消費者を誘引するための誇大広告等ばかりが目を引き、結果として契約に関するトラブルや危害トラブルが増え続けているとされている。

2001年6月発表の国民生活センター資料（エステティックサービスによる危害の現状と安全確保のための方策概要）によると、1990年度以降のエステティックによる危害情報は4,185件（1997年=455件、

1998年=479件、1999年=545件、2000年=推定484件）。エステティックサービスの種類別では、フェイシャル41.0%、脱毛エステ32.7%、ボディエステ18.4%、その他のエステ1.3%の順が多い。

こうした消費者との危害トラブルは、再三にわたりマスコミに取り上げられるなど既に社会問題化している。それに対して、国民生活センター、消費者団体等からも、エステティックサービスの安全性と公衆衛生上の位置付けについての疑惑が表明され、また法的な整備を含めた資格制度の創設等について、皮膚科、美容外科等の医師をはじめ多くの意見が寄せられている。

本研究は、こうしたエステティックサービスの現状を鑑み、公衆衛生の向上及び消費者危害の防止、消費者利益の保護に資するために、エステティックサービスの各種施術における安全性や有用性、日常的に消費者に提供されているサービスの実態について医学的見地から調査した。

B. 研究方法

本研究は、3つの方法で研究調査を行った。

第一にNTTタウンページのエステティック・カテゴリーに掲載されている全国のエステティックサービス提供事業所約11,000件の中から無作為に抽出した6,229件に「消費者危害防止対策についての実態調査 調査票」(別添資料-1)を郵送し、回答を得た。調査項目は以下の通り(抜粋)。

- (1) 消費者への危害トラブル発生時の対処方法
- (2) 消費者への施術サービス提供時の留意事項
- (3) 消費者への危害トラブル防止のための具体策
- (4) 事業所内における衛生管理に関する実行策
- (5) 医師との提携の有無

第二には、主任研究者及び分担研究者2名によるエステティックサービスの実地体験と面談調査。全国各地のエステティックサービス提供事業所67店に出向き、通常行われているエステティックサービスを実地体験。さらに店の責任者より安全性の確保、危害を未然に防ぐための防止策等について面談調査し、衛生管理の状態等を観察した。(別添資料-2、3、4)

第三に、近年、消費者危害が増えているケミカルピーリングに関し、安全性を確認した。エステティックサービス提供事業所で、一般的に使用されているケミカルピーリング用剤31品目の成分分析を行うとともに、成人女性60名を対象として臨床試験を行い、用材の安全性、刺激性を検討した。(別添資料-5)

C. 研究結果

(1) 消費者危害防止対策についての調査集計結果

《調査の目的》

エステティックサロンで起こっている、消

費者危害の原因究明および消費者危害防止策の確立に向けて、サロンで行われている施術内容、危害を起こしてしまった場合の対処方法、技術者の知識レベル、サロン内の衛生管理の状況等を回答してもらった。

《調査方法》

NTTタウンページデータ エステティックカテゴリー登録事業より無作為にサロンを抽出。郵送により回収した。

●調査期間

平成13年11月15日～12月20日

●全国エステティックサロン数

11,135店

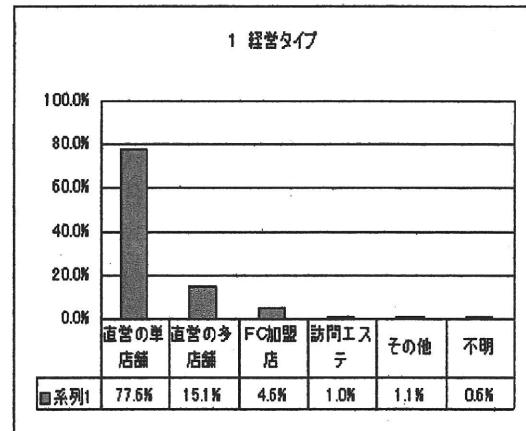
●調査票郵送数(無作為抽出)

6,229店

●有効回答数

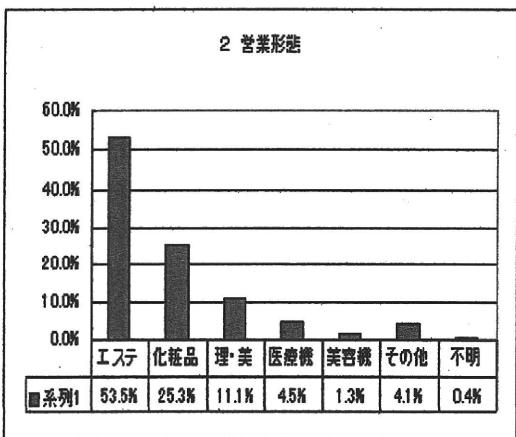
629店

■経営タイプ



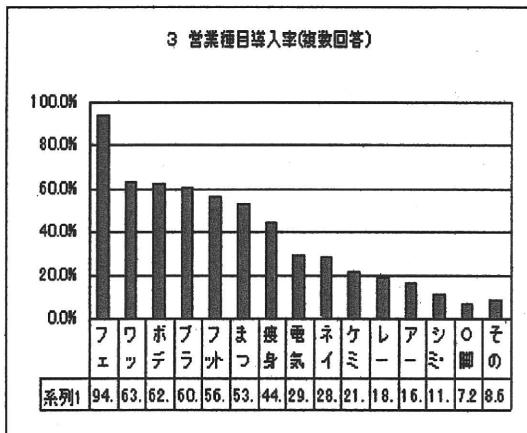
直営の単店舗	77.6%
直営の多店舗	15.1%
FC加盟店	4.6%
訪問エステ	1.0%
その他	1.1%
不明	0.6%

■営業形態



エステティック専門店	53.3%
化粧品店併設	25.3%
理・美容室併設	11.1%
医療機関との併設	4.5%
美容機器販売店との併設	1.3%
その他	4.1%
不明	0.6%

■営業種目（複数回答）



フェイシャルケア	94.4%
ワックス脱毛	63.4%
ボディケア	62.8%
プライダルエステ	60.3%
フットケア	56.0%
まつ毛パーマ	53.3%
痩身	44.5%
電気脱毛	29.4%
ネイルケア	28.3%

ケミカルピーリング 21.5%

レーザー等の脱毛 18.4%

アートメイク 16.5%

シミ・ホクロ取り 11.3%

O脚矯正 7.2%

その他 8.6%

■過去一年以内の消費者とのトラブルの有無

①有り (4.9%) ②無し (95.1%)

■消費者とのトラブル担当者の有無

①有り (37.0%) ②無し (63.0%)

■今後消費者とのトラブル担当者を設けるか

①はい (28.3%) ②いいえ (64.8%)

③不明 (6.9%)

■トラブル担当者の専任率

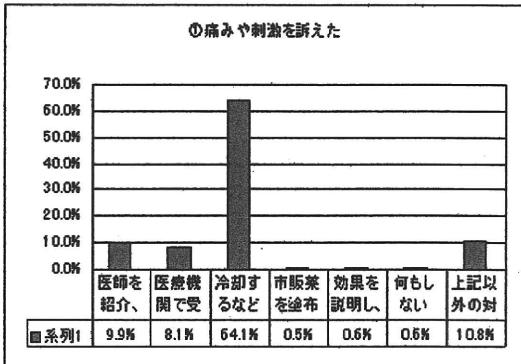
①専任 (6.2%)

②兼任 (93.1%) →うち経営者が兼任するケースが 69.8% と一番高い

③不明 (0.8%)

Q 1. 施術中に発生した事態への対処法

①施術中に痛みや刺激を訴えたらどうするか？

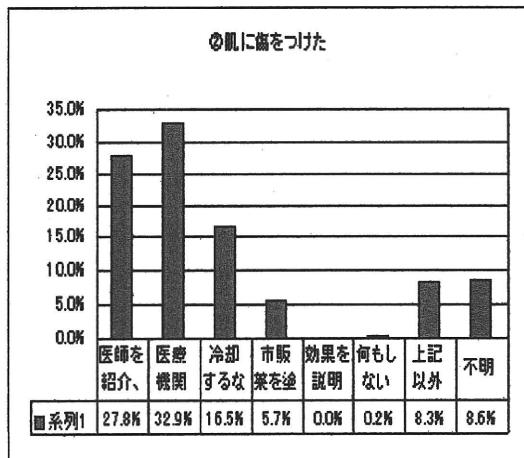


医師を紹介し受診させる	9.9%
医療機関で受診させる	8.1%
冷却するなどの後、様子を見る	64.1%
市販薬を塗布後、様子を見る	0.5%
効果を説明し、施術を継続	0.6%
何もない	0.6%
上記以外の対処	10.8%

※具体的記述内容

- ・様子を見ながら継続すべきが考える。
- ・すぐに施術を中止する。・過去の例と照合した対応をする。・とにかく話を聞き、対処する。・パッチテストで様子をチェック。・メーカーに相談。・施術を中止し、様子によって病院に連れて行く。あるいは医者に行ってもらう。・医師の判断を仰ぐ。・施術レベル(圧、ボリューム等)を下げる。・施術を止め冷却。
- ・原因を説明し、施術内容を変更する。
- ・対処用化粧品を使用する。

②施術中、肌に傷をつけたらどうするか？



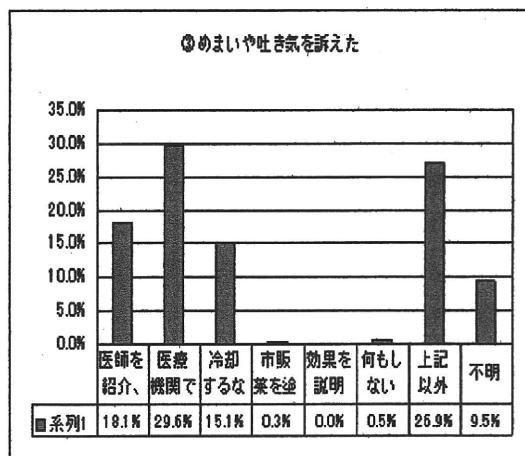
医師を紹介し受診させる	27.8%
医療機関で受診させる	32.9%
冷却するなどの後、様子を見る	16.5%
市販薬を塗布後、様子を見る	5.7%
効果を説明し、施術を継続	0.0%
何もしない	0.2%
上記以外の対処	8.3%
不明	8.6%

※具体的記述内容

- ・謝る、詫びる。・施術を中止し、提携先ドクターの指示を電話で仰ぐ。・応急対応後、医療機関へ連れて行く。・医療機関を紹介する。・医師に相談する。

- ・その部位を避けて施術を続ける。・市販薬を塗り、様子を見る。・傷の状況により判断・傷の消毒・保護の後、翌日来店してもらい治療の必要性を考える。
- ・鎮静、消炎効果のある商材を使う。
- ・程度によってお客様と相談の上対応する。

③施術中にめまいや吐き気を訴えたらどうするか？



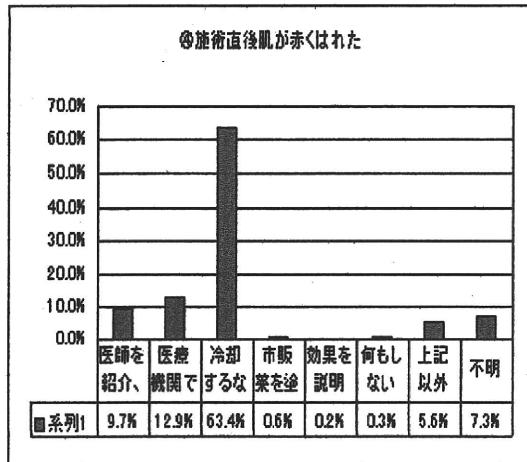
医師を紹介し受診させる	18.1%
医療機関で受診させる	29.6%
冷却するなどの後、様子を見る	15.1%
市販薬を塗布後、様子を見る	0.3%
効果を説明し、施術を継続	0.0%
何もしない	0.5%
上記以外の対処	26.9%
不明	9.5%

※具体的記述内容

- ・様子を見る。・施術を中止し、しばらく安静(休んでもらう)にした上で、様子を見て判断する。・施術を中止し、しばらく安静(休んでもらう)にした上で、医療機関に行くことを勧める。あるいは医療機関に連れて行く。・その日は帰ってもらい、翌日様子を聞く。・施術を中止し、しばらく安静(休んでもらう)にした上で回復した場合は、施術を再開する。・顔色や血圧状態をみて、

ひどい場合は顧問医のところへ。・非科学的治療ができるので即座に行って解消する。

④施術直後、肌が赤くはいたらどうするか？

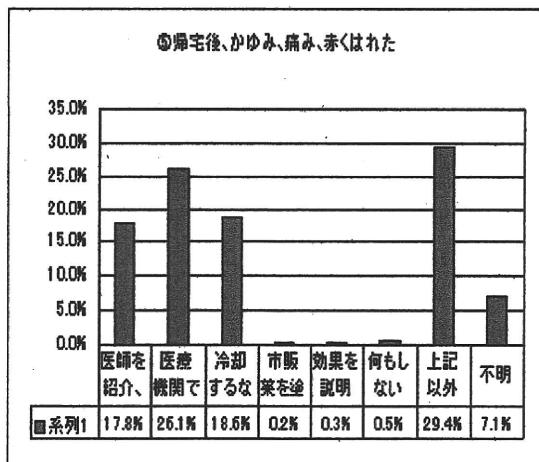


医師を紹介し受診させる	9.7%
医療機関で受診させる	12.9%
冷却するなどの後、様子を見る	63.4%
市販薬を塗布後、様子を見る	0.6%
効果を説明し、施術を継続	0.2%
何もしない	0.3%
上記以外の対処	5.6%
不明	7.3%

※具体的な記述内容

- ・お客様と相談後、対処。・その日は帰ってもらい、翌日様子を聞く。・冷却、鎮静する。・施術内容を変更する。・他の部位へ変更する。・肌の状態を確認する。・正しい方法を提案。・次回来店時に、無料肌チェック。・冷却後、殺菌作用のあるクリームを塗布する。・薬剤師に相談する。・医師の診察を受けさせる。・医療機関へ連れて行く。・医師に相談する。・メーカーに相談。

⑤帰宅後に、かゆみ、痛み、赤くはいたらどうするか？

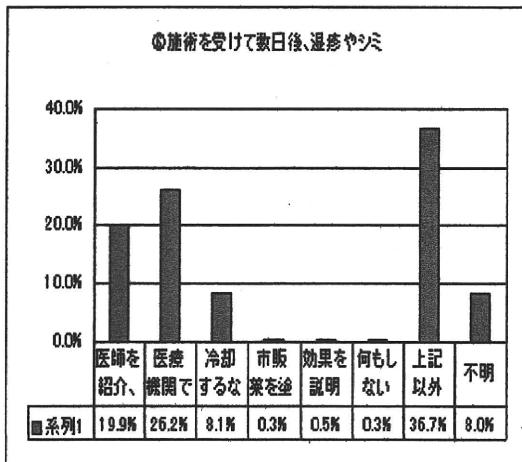


医師を紹介し受診させる	17.8%
医療機関で受診させる	26.1%
冷却するなどの後、様子を見る	18.6%
市販薬を塗布後、様子を見る	0.2%
効果を説明し、施術を継続	0.3%
何もしない	0.5%
上記以外の対処	29.4%
不明	7.1%

※具体的な記述内容

- ・来店してもらって状態を見て判断する。
- ・お客様のところへ行き、状態を見て判断する。・来店してもらい処置を試みる。
- ・来店してもらい、様子を見て医療機関で治療してもらう。・状態を見て、指示（冷却等）する。・来店してもらい、鎮静する。手入れ方をアドバイスする。・メーカーに相談。・施術内容を変更する。
- ・何が原因かをよく聞く。・まず、自己で判断し、必要であれば医療機関へ。
- ・部位を冷却した上で、安静にしてもらう。・医師に相談する。

⑥施術から数日後、施術部位に湿疹やシミができるたらどうするか？



医師を紹介し受診させる	17.8%
医療機関で受診させる	26.1%
冷却するなどの後、様子を見る	18.6%
市販薬を塗布後、様子を見る	0.2%
効果を説明し、施術を継続	0.3%
何もしない	0.5%
上記以外の対処	29.4%
不明	7.1%

※具体的な記述内容

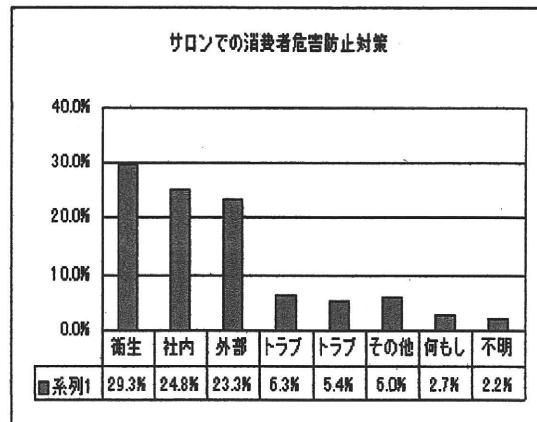
- ・2日以内なら説明した上で医師に任せられる。・結果に対する理由を説明後、納得したら施術をする。・2~3日様子を見てもらう。・状態や様子を見て判断。必要であれば医師の診察を受けてもらう。・とりあえず状態を見せてもらう。・ひどければ医療機関で、軽ければサロンで対応する。・来店してもらい、カウンセリングをして検討する。・施術内容の変更。
- ・ターンオーバーや化粧品の有害物質の説明をする。・メーカーに相談。・医師に相談。・お客様が納得できるよう説明する。・湿疹は医師を紹介。シミはサロンで対応。・当社マニュアルで対処。
- ・自分の判断で結論が出ない場合は医師に相談。・ホームケア方法の確認をする。

★Q 1のまとめ

医療施設を併設している、あるいは医師と顧問契約などの関係をもつサロンでは、発生した事態に応じて、医師の指示や受診させるなどの何らかの対処法がとられている。しかし、施術を継続したり、何も対応なしというサロンの存在は、安全確保の見地からは大きな問題である。市販薬の塗布も顧客の訴えの程度や症状によっては対処法の一つとなる場合もあるが、適切な薬剤が選択されているかは不明である。

また、帰宅後あるいは数日後に発生した危険に対しては、即、対応するサロンとそうでないサロンの2パターンがあり、消費者から何らかの訴えがあった場合、速やかな対応が望まれる。

Q 2. サロンで行っている消費者危害防止対策（複数回答）



衛生管理の徹底	29.3%
社内勉強会	24.8%
外部研修会への参加	23.3%
トラブル防止マニュアルがある	6.3%
トラブル対応マニュアルがある	5.4%
その他	6.0%
何もしない	2.7%
不明	2.2%

※具体的記述内容

- ・加盟団体に相談。あるいは指導を受ける。
- ・カウンセリングに重点をおく。
- ・カルテの充実。
- ・アフターケアに努める。
- ・トラブルの可能性の高いものは行わない。
- ・パッチテスト。
- ・メーカーの指導、相談。
- ・信頼関係を築く。
- ・医師に相談する。
- ・危険なことはしない。
- ・医師との提携。
- ・保険に加入。
- ・無添加の化粧品を使用。
- ・勉強する。

★Q2のまとめ

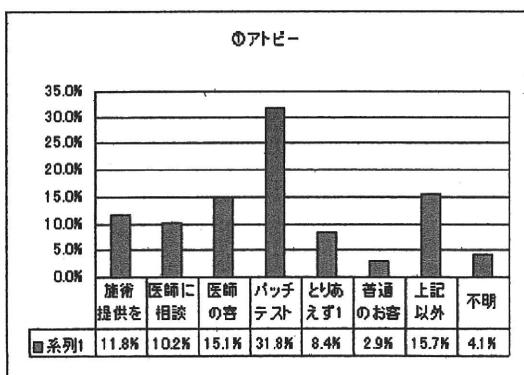
危害防止に関しては、施術に使用する器具・化粧品・設備などの、いわばハードウェアと施術者の技術・知識といったソフトウェアに大別できる。衛生管理者は前者、勉強会・研修会等は後者に属し、そのどちらも欠かすことはできない。また、マニュアルを準備している施設は極めて少なく、その作成・普及は今後の課題となる。

Q3. サロン賠償保険への加入

- ・加入している (49.0%)
- ・加入していない (45.8%)
- ・不明 (5.2%)

Q4. 初来店の客から既往症等の申し出があった場合の対処法

①アトピー（アトピー性皮膚炎、アトピーベニス）といわれたらどうするか？

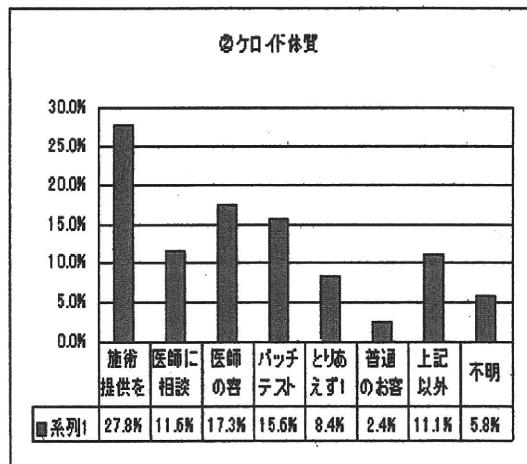


施術提供を断る	11.8%
医師に相談し、判断を仰ぐ	10.2%
医師の診断書等があれば施術	15.1%
パッチテストで反応を見る	31.8%
とりあえず1回施術してみる	8.4%
普通の客と同じように扱う	2.9%
上記以外の対応	15.7%
不明	4.1%

※具体的記述内容

- ・パッチテストを行ってから判断する。
- ・様子を見ながら施術する。
- ・アトピー用の施術コースをする。
- ・できる手入れのみ行う。
- ・アトピーの程度を見て決める。
- ・ひどければ施術しない。
- ・アトピー用の商品で対応。
- ・アトピーの部位を避けて施術する。
- ・化粧品の説明をし、客に判断させる。
- ・治療中であれば断る。
- ・食事指導を徹底して行う。
- ・状態にもよるが、注意深く施術する。
- ・低刺激の化粧品を使う。

②ケロイド体质といわれたらどうするか？



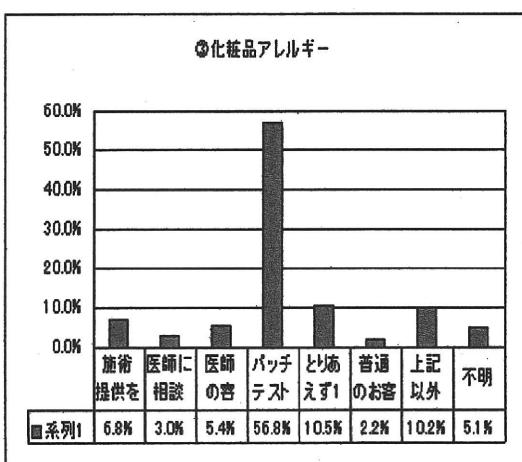
施術提供を断る	27.8%
医師に相談し、判断を仰ぐ	11.6%
医師の診断書等があれば施術	17.3%
パッチテストで反応を見る	15.6%
とりあえず1回施術してみる	8.4%
普通の客と同じように扱う	2.4%

上記以外の対応	11.1%
不明	5.8%

※具体的記述内容

- ・反応を見ながら進め、変化が出たら即中止。
- ・皮膚科に見てもらう。
- ・できないものは断る。
- ・ひどければ施術をしない。
- ・カウンセリングにより判断する。
- ・フェイシャルはやるが、ボディと脱毛は断る。
- ・ケロイドにならない施術を行う。
- ・医師と相談の上、施術方法を決める。
- ・脱毛は断る。
- ・短時間コースで試す。
- 程度、状態によって決める。
- ・敏感肌と同じ扱いをする。

③化粧品アレルギーがあるといわれたらどうするか？



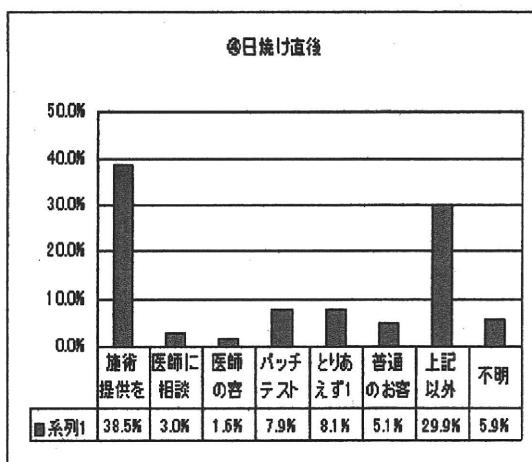
施術提供を断る	6.8%
医師に相談し、判断を仰ぐ	3.0%
医師の診断書等があれば施術	5.4%
パッチテストで反応を見る	56.8%
とりあえず1回施術してみる	10.5%
普通の客と同じように扱う	2.2%
上記以外の対応	10.2%
不明	5.1%

※具体的記述内容

- ・パッチテスト（24時間）を行う。
- ・アレルギーの原因となる化粧品等を聞く。
- ・ア

レルギーの原因を探る。
 ・アレルギーの状態を聞く。
 ・化粧品をほとんど使わずに施術する。
 ・注意深く施術する。
 ・メーカーに相談する。
 ・敏感肌用化粧品で様子を見る。

④日焼け直後の肌（赤くなっている）はどうするか？

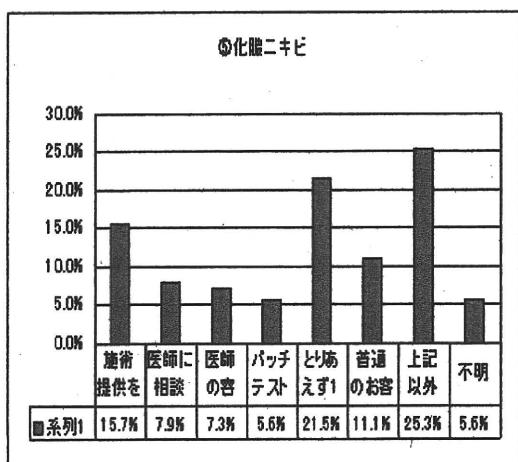


施術提供を断る	38.5%
医師に相談し、判断を仰ぐ	3.0%
医師の診断書等があれば施術	1.6%
パッチテストで反応を見る	7.9%
とりあえず1回施術してみる	8.1%
普通の客と同じように扱う	5.1%
上記以外の対応	29.9%
不明	5.9%

※具体的記述内容

- 一ヶ月後に来てもらう。
- 一週間後に来てもらう。
- できるコースだけを行う。
- ほてりをさます施術を行う。
- ・ピーリングは行わない。
- ・マッサージはしない。
- 炎症が治まってから来店してもらう
- ・症状に合わせて施術。
- ・状況、様子を見て判断。
- ・赤みのある部分を避けて施術する。
- ・脱皮の状態が始まってから。
- ・鎮静をメインに施術する。
- ・冷凍美容を行う。

⑤化膿したニキビがあるといわれたらどうするか？

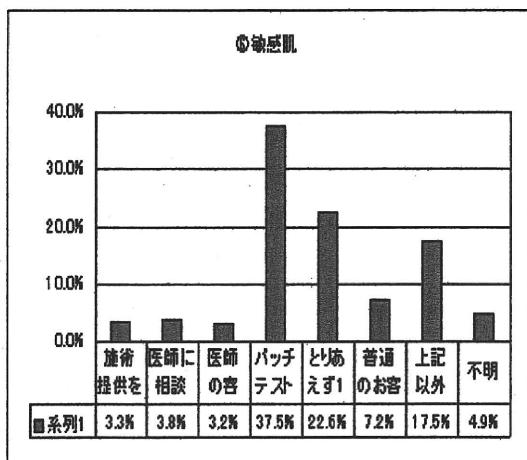


施術提供を断る	15.7%
医師に相談し、判断を仰ぐ	7.9%
医師の診断書等があれば施術	7.3%
パッチテストで反応を見る	5.6%
とりあえず1回施術してみる	21.5%
普通の客と同じように扱う	11.1%
上記以外の対応	25.3%
不明	5.6%

※具体的な記述内容

- ・化膿部分を避けて施術。 ・ひどさの程度で判断。
- ・化膿がひいてから来店を促す。 ・マッサージはしない。
- ・医師に相談。 ・メーカーに相談。 ・殺菌してから施術を行う。
- ・併設の薬局で漢方薬を買ってもらって、並行して施術を行う。
- ・診療所で治療後、施術を行う。・ニキビ用の施術を行う。
- ・熱パックを行う。 ・消毒する。
- ・ニキビを避けて施術する。 ・生活習慣、食生活等のホームケアアドバイス。
- ・医師の診察を受けるよう勧める。 ・治癒してから施術を行う。
- ・強いマッサージを行わない。
- ・吸引でニキビを取り出し、脱脂力あるパックを行う。
- ・メンポルカンシを使用する。
- ・酵素パックをして、無理にマッサージしない。

⑥肌が敏感であるといわれたらどうするか？



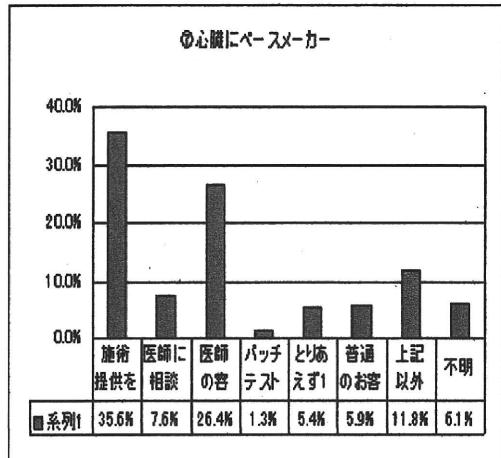
施術提供を断る	15.7%
医師に相談し、判断を仰ぐ	7.9%
医師の診断書等があれば施術	7.3%
パッチテストで反応を見る	5.6%
とりあえず1回施術してみる	21.5%
普通の客と同じように扱う	11.1%
上記以外の対応	25.8%
不明	5.6%

※具体的な記述内容

- ・24時間パッチテストを行う。 ・最低レベルの出力で施術を行う。 ・説明し、お客様の納得の上で施術を行う。 ・ハーブで手当てる。 ・程度を聞いて対応。 ・サンプルを渡して様子を見る。 ・医師に診察してもらう。 ・化粧品等のアレルギーがなければ施術する。 ・注意深く行う。 ・何に敏感かを細かく聞く。 ・過去のトラブルを聞く。 ・敏感肌用の手入れを行う。 ・原因が分かれば行う。 ・整体で対処。 ・敏感肌専用のコースで施術。 ・脱毛は行わない。 ・短時間のトライアルコースで試す。 ・鎮静メインで施術する。 ・程度によって医師の診察を依頼する場合がある。 ・同意の上行う。 ・肌に合った施術を行い、家庭での手入れを指導する。 ・肌のチェックを行う。 ・免疫治療。 ・冷凍

美容を行う。

⑦心臓にペースメーカーを入れているといわれたらどうするか？



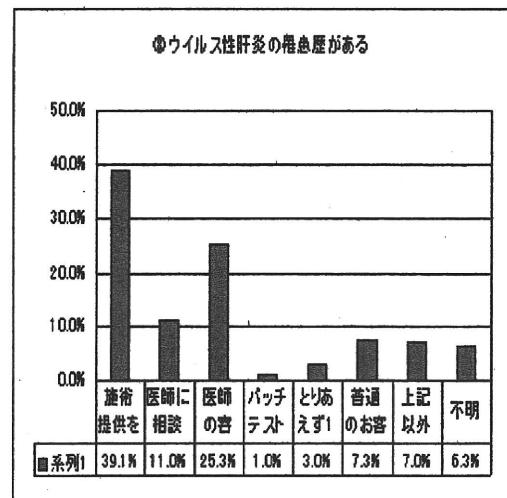
施術提供を断る	35.6%
医師に相談し、判断を仰ぐ	7.6%
医師の診断書等があれば施術	26.4%
パッチテストで反応をみる	1.3%
とりあえず1回施術してみる	5.4%
普通の客と同じように扱う	5.9%
上記以外の対応	11.8%
不明	6.1%

※具体的記述内容

- ・客と話し合って施術内容を決める。 ④器械を使用しない ⑤コースの内容を変える ⑥ソフトなトリートメントを行う ⑦ハンドのみで施術 ⑧フェイシャル、ボディは行うがその他は断る ⑨ペースメーカーに影響の出ない方法で行う ⑩メーカーに問い合わせる ⑪医師の許可のあるお客様のみ行う ⑫顔と足のみ行う ⑬施術内容によっては断る ⑭医師の診断書があれば行う ⑮脱毛は行わない ⑯整体で対処 ⑰皮膚科的治療を行う ⑱併設の医療機関で医師の診察 ⑲免疫治療を行う

⑧ウイルス性肝炎にかかったことがあるとい

われたらどうするか？



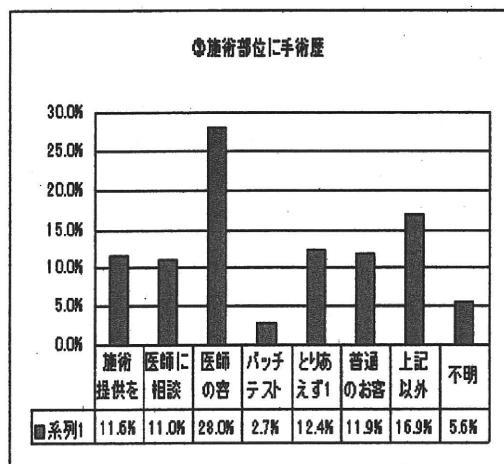
施術提供を断る	39.1%
医師に相談し、判断を仰ぐ	11.0%
医師の診断書等があれば施術	25.3%
パッチテストで反応をみる	1.0%
とりあえず1回施術してみる	3.0%
普通の客と同じように扱う	7.3%
上記以外の対応	7.0%
不明	6.3%

※具体的記述内容

- ・A型は問題。 ②B、C型は使用物品に気をつける。消毒を行う。 ③カウンセリング後、本部の判断を仰ぐ。 ④エステティシャンの消毒等注意。 ⑤ハンドによる施術のみ。 ⑥メーカーに問い合わせる。 ⑦安全であれば施術。そうでなければ断る。 ⑧医師の診察。 ⑨衛生管理に気をつけ、他の客に迷惑がかからないように心がける。 ⑩パッティング洗顔の方法を提案する。 ⑪肝炎の種類による。 ⑫器具類は滅菌、捨てられるものは捨てる。 ⑬血液感染に注意（電気脱毛の針）。 ⑭現在の症状を確認してから対応を決める。 ⑮使用する美容器具を別にする。 ⑯施術内容によって断る。 ⑰自分の手に傷がなく、客に出血がなければ施術する。 ⑱治癒している場合のみ行う。 ⑲診

断書があれば施術する。・診察の上行う。・脱毛や痩身は避ける。・整体で対処。・刃物などは捨てる。・医師による診察を行う。・少しずつ試す。・病院で検査後、再来店を促す。

⑨施術部位に手術歴があつたらどうするか?



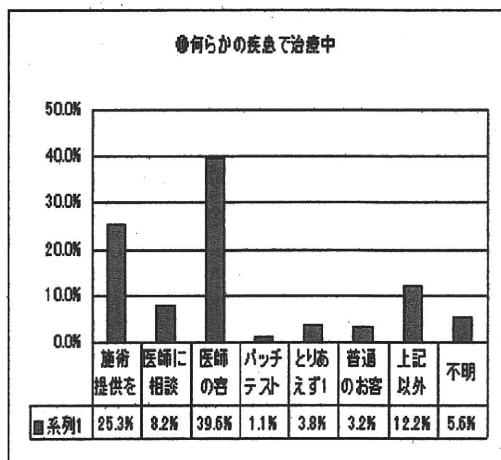
施術提供を断る	11.6%
医師に相談し、判断を仰ぐ	11.0%
医師の診断書等があれば施術	28.0%
パッチテストで反応をみる	2.7%
どらえず1回施術してみる	12.4%
普通の客と同じように扱う	11.9%
上記以外の対応	16.9%
不明	5.6%

※具体的な記述内容

- ・1年以上経過していれば行う。・2年以上経過していれば行う。・5年以上経過していれば行う。・6ヶ月以上経過していれば行う。・3~4年経過していれば反応を見ながら行う。・手術の時期、何の手術かを聞き判断する。・客のサインをもらい、写真を残しておく。・その部位を避けて行う。・マッサージのみを軽くする。・メーカーに問い合わせる。・医師の診察。
- ・開腹手術の場合、半年以上経過していなければやらない。・健康状態によって行

う。・施術内容により判断する。・自分自身の経験の範囲で行う。・脱毛は行わない。・傷跡を早く再生させる施術を行う。・整体で対処。・注意深く行う。・医師の診察を行う。・病歴により対処法が違う。・冷凍美容を行う。・話合いの上で行う。・美容整形であれば3年以上、内科の手術であれば5年以上。

⑩何らかの疾患で治療中であるといわれたらどうするか?



施術提供を断る	11.6%
医師に相談し、判断を仰ぐ	11.0%
医師の診断書等があれば施術	28.0%
パッチテストで反応をみる	2.7%
どらえず1回施術してみる	12.4%
普通の客と同じように扱う	11.9%
上記以外の対応	16.9%
不明	5.6%

※具体的な記述内容

- ・状況確認の上、適切なことをする。・よく聞いて判断する。・カウンセリングの内容次第で施術。・メーカーに問い合わせる。・医師の診察。・病名を確認し施術を行う。・施術内容によって断るか、医師の診断書があれば行う。・説明の上、客が納得したら施術を行う。・治療の内容次

第。・完治したら行う。・疾患の種類によって対応。・医師の診察の上で行う。
・整体で対処。・特別のメニューを作成する。・問題がなければ行う。

★Q 4のまとめ（各質問項目別）

①アトピー（アトピー性皮膚炎、アトピーベンザイム）といわれたらどうするか？

アトピー性皮膚炎に対する一般的な関心は高く、この回答もそれを反映して約4割が極めてきわめて慎重に対応している。ただし、パッチテストの手技、判定には専門的な医学知識が必要であって、どこまでパッチテストの意味を理解しての回答かは、疑問といわざるを得ない。

②ケロイド体质といわれたらどうするか？

ケロイド体质についても、約6割近くが慎重な対応を示しているが、パッチテストで判定という回答が15.6%というのは、ケロイドの病態、パッチテストの意味を理解していない。

③化粧品アレルギーがあるといわれたらどうするか？

④日焼け直後の肌（赤くなっている）はどうするか？

⑤化膿したニキビがあるといわれたらどうするか？

エステティックサロンで日常的に経験されることなので、おおむね妥当な回答がなされている。しかし、いずれの項においても、パッチテストの意味が理解されていない。

⑥肌が敏感であるといわれたらどうするか？

あえて“敏感肌”という俗称で設問した。それは、一般人が好んで口にする言葉であり、おそらくエステティックサロンでの会話にもっとも多く登場すると予想したからである。これについてはアトピーと異なり、前記③～⑤と同じ傾向の回答であった。“アトピー”と“敏感肌”的区別をしているように感じられる。

⑦心臓にペースメーカーを入れているといわれたらどうするか？

ペースメーカーを正しく理解していない傾向がある。ここでも、パッチテストの意味を理解していない傾向がうかがえる。電気器具を使わないといった、慎重な回答もあった。

⑧ウイルス性肝炎にかかったことがあるといわれたらどうするか？

感染症に関する理解、対応を設問した。客から施術者への感染、あるいは施術者や機材を介して他の客への感染が予想されるからである。これについては、慎重な対応が多数をしめたが、果たして実態を反映しているかどうかは疑問に思う。肝炎、AIDS、MRSA、梅毒などについての教育が必要である。

⑨施術部位に手術歴があったらどうするか？

手術部位を避ける、あるいは術後の時間的経過を待って、無理のない施術を行うなど、かなりの慎重さがうかがえる。しかし、あいまいな判断のまま施術が行われているケースも多々あり、危害が懸念される。

⑩何らかの疾患で治療中であるといわれたらどうするか？

顧客が明らかに疾病の治療中である場合は、施術を避けることが望ましい。もし施術を行う場合は、医師の判断（診断書等）を仰ぎ、指示に従って施術を行えば、危害トラブルは避けられるだろう。

Q 5. サロンで実行している衛生管理

①衛生管理全般を統括する担当者を決めている (30.5%)

②衛生管理マニュアルがある (27.0%)

③施術に伴って出る汚物、廃棄物を入れる蓋付汚物箱等がある (50.4%)

④皮膚に接するものはすべて使い捨てのものを採用 (2.9%)

⑤皮膚に接するものでタオル以外はすべて使い捨ての物を採用 (46.7%)

⑥皮膚に接するもので一部使い捨ての物を採

用	(42.3%)
★使い捨てにしているもの	
・コットン (24.8%)	・ガーゼ (13.7%)
・シーツ、シート (9.7%)	・ショーツ (7.2%)
・グローブ (5.3%)	・ニードル (13.0%)
・その他 (26.4%)	
⑦反復して使用するタオルの消毒をしている	(45.2%)
★タオルの消毒法	
・蒸気 (12.8%)	・逆性石鹼 (8.1%)
・塩素剤 (14.3%)	・日光消毒 (12.4%)
・業者委託 (3.9%)	・その他 (48.4%)
⑧反復して使用する皮膚に接する器具類の消毒をしている	(74.2%)
★器具類の消毒法	
・エタノール (27.0%)	・逆性石鹼 (6.8%)
・ヒビテン (10.7%)	・煮沸 (3.5%)
・紫外線灯 (24.0%)	・その他 (28.0%)
⑨施術前に施術者の手指の消毒を行っている	(76.5%)
★手指の消毒法	
・エタノール (40.5%)	・逆性石鹼 (7.1%)
・ヒビテン (14.1%)	・クレゾール (1.3%)
・石鹼 (22.3%)	・その他 (14.7%)
⑩従業員に対し伝染病にかかった恐れがないか毎日確認している	(8.1%)
⑪従業員の健康診断を定期的(年1回以上)に実施している	(30.4%)
⑫消毒済のタオル、器具等を収納する専用の設備がある	(50.6%)
⑬施術室の拭き掃除を1日1回以上行っている	(73.6%)
⑭皮膚に接しない器具でも1回使用する毎に清掃している	(54.4%)
⑮上記以外の衛生管理を行っている	(12.9%)
⑯何もしていない	(0.2%)
⑰不明	(1.1%)

★Q 5のまとめ

エステティックサロンには、様々なお客様が来店するため、サロン自体が疾病の温床になつたり、感染源になるケースは十分にある。人体に直接触れる職業であるから、働く従業員の感染予防、あるいはお客様への感染予防といった面からも、さらなる衛生管理の徹底が望まれる。とくに、使い捨てにできるものは使い捨てにし、施術者の手指の消毒は義務付けるなどの徹底が必要である。

Q 6. サロンと付き合いのある医師はいるか

①いる (55.6%)

★その医師の専門は

- ・皮膚科 (43.8%)
- ・形成外科 (13.1%)
- ・美容外科 (15.0%)
- ・内科 (19.8%)
- ・その他 (7.1%)
- ・不明 (1.2%)

★医師との関係は

- ・顧問契約 (16.5%)
- ・個人的知り合い (51.9%)
- ・提携契約 (9.8%)
- ・サロン経営者が医療機関を経営 (6.0%)
- ・その他 (15.0%)
- ・不明 (0.8%)

★医師には何を依頼しているか

- ・事故発生時の治療 (29.3%)
- ・施術可能かどうかの判断 (33.0%)
- ・従業員の健康診断 (9.0%)
- ・従業員の教育 (7.9%)
- ・お客様の相互紹介 (13.3%)
- ・その他 (5.3%)
- ・不明 (2.2%)

②いない (42.3%)

★今後、医師と提携の予定は

- ・ある (25.4%)
- ・ない (62.9%)
- ・不明 (11.7%)

③不明 (2.1%)

Q 6のまとめ

施術を提供するサロン側として、顧客への危害を未然に防ぐ、あるいは危害が起つたときに素早く対処するといった事前策として医師あるいは医療機関と提携するなどの環境作りは最善の策といえる。がしかし、サロンの

営業種目等をきちんと把握した上で、提携先の医師や医療機関を選択する必要性が感じられる。

今後は、医師や医療機関との提携とは別に、技術者自身の判断で施術提供ができるだけの教育体制の整備や危害が起ってしまった場合の正しい対処法や判断ができるだけの知識教育は不可欠である。

(2) サロン実地体験および面談調査結果

《調査方法》

主任研究者及び分担研究者2名が、サロンを訪問する際に調査の主旨、内容及び医師である身分を証し16サロンを訪問。聞き取り調査を行った。また、調査の主旨、内容及び素性を告げず、一般の顧客を装ってエステティックサービスを受ける覆面調査の2種類の調査を行った。

★ヒアリング調査結果（別添資料-2）

1. サロンを訪問する際に、調査の主旨、内容及び訪問者が医師である旨を予告してヒアリングし、施術を受けた。
2. 調査内容
 - ・サロンの概要
 - ・消費者危害防止策の内容
 - ・衛生管理状況
3. 調査サロン数 16サロン
4. 調査結果の概要

今回の調査は、100店舗規模のいわゆる大手3サロン、中規模の多店舗展開5サロン、単店舗8サロン（医師系、化粧品メーカー系含む）計16サロンに訪問し、ヒアリングを行った。

★ヒアリング調査結果のまとめ

消費者危害防止策については、規模が大きくなればなるほど消費者相談専門の部署を設けていたり、医師と密接なつながりを持つところが多かった。単店舗では、医師とのつ

ながりは薄いものの、傷害保険に加入するなどの対策を講じているので、システム的にはさほど差は感じられなかった。また、身体危害を防止するための教育については、それのみを目的として行われることはほとんどないようであった。今後の課題としては、自社で起こった身体危害の原因究明と再発防止のためのシステムの構築、あるいは、他サロンで頻発している事故事例のケーススタディなどを踏まえた防止策の徹底が望まれる。

次に、衛生管理状況については、おおむね満足のいく回答であった。しかし、医師の立場からの要望としては、エステティックサロンは、治療を行う場所ではないが、人の皮膚に直接触れる場所ではあるので、さらに充実した衛生管理が望まれる。直接肌に触れる器具類やタオル類の消毒については、感染症予防の観点からも完璧を期すべきである。エステティックサロンにおける最適な消毒方法については次年度の研究課題としていきたい。

最後に、従業員の知識を問うために、身体危害が発生した際の対処法と健康ではない顧客がサービスを希望した時の対応に関しては、いくつか不正確な対処法的回答があった。また、医師の専門的判断を要する事項と、技術者が独自に対応できる事項とを見極めるための知識を修得しなければならない。

★覆面調査結果（別添資料-3、4）

1. 調査の主旨、調査内容や来訪者（研究者）の素性についてサロンには告げず、一般の顧客を装ってエステティックサービスを受けた。この場合は、サロン側の事前準備はなく、予告調査よりもサロンの実態を深く追及できることを期待した。
2. 調査内容
 - ・施術の安全性
 - ・衛生管理状況
 - ・技術者の知識レベル
3. 調査サロン数 51サロン

4. 調査結果の概要

今回の調査は、100店舗規模のいわゆる大手14サロン、中規模の多店舗展開17サロン、単店舗20サロン(医師系、化粧品メーカー系含む)計51サロンに訪問し、ヒアリングを行った。なお、ヒアリングは施術者、サロン代表者との一般的な日常会話として行った。

★覆面調査結果のまとめ

エステティックサロンは、大きく、効能効果追求型のサロンとリラクゼーション主体型のサロンの2形態に分けられる。施術の安全性に疑問が残ったのは、効能効果追求型であった。

本来、エステティックサロンは、マイルドな効果・低刺激のサービスを長期的に施すことにより、無理なくしかも安全に効果を出すことが基本である。しかし、近年、エステティック業界の過当競争から短期的に効果を追求する風潮が強くなってきている。そのため、刺激性・安全性の問題がなおざりになり、身体危害増加の原因となっていると考えられる。

また、衛生管理状況にもサロン間でかなりの格差がみられた。非常に行き届いた衛生管理をしているところと、タオルに汚れや匂いが残ったまま次の顧客に使用するなど、衛生観念の欠如したサロンもあった。

技術者の知識レベルも、衛生管理同様かなりのばらつきがあった。美容の専門家としては疑問視される技術者もいた。その反面、医師と同等レベルの知識を持つ技術者も見受けられた。

この調査を通じて、エステティックサロンを顧客側から選ぶ場合、その選択方法、判断基準の困難さが実感された。

今後、身体危害の防止を図るためにには、技術者の技能のレベルアップとともに、専門知識の理解・修得が必要である。

(3) ケミカルピーリング剤成分分析結果及び臨床試験結果(別添資料-5)

1. ケミカルピーリング剤の安全性試験結果の調査概要

ケミカルピーリング(chemical peeling)とは、皮膚表面に対して腐食作用のある用剤を塗布することにより、皮膚の美容を図る方法で、最近、目覚しく普及している。この用剤そのもの、あるいは使用方法がエステティックサロンにおける身体危害の新しい原因として考えられている。

そこで、実際にエステティックサロンで使用されているケミカルピーリング剤31種類を購入し、pH値、AHA(アルファハイドロキシ酸:通称フルーツ酸)の種類、AHAの濃度を測定した。

その結果、平成13年3月に発表された財団法人 日本エステティック研究財団のガイドラインである、pH3.0以上濃度10%以下という基準を超えるpH2.0以下のもの、もしくはグリコール酸の濃度が30%以上のピーリング剤も3件測定され、それらも含めて安全性の試験を行った。そしてそのうち、代表的なもの12種類をモニター30名ずつ計60名(1人6種類)の上腕部に塗布し、安全性を検証した。

モニターに塗布したところ、pHの低いものや濃度の高いものに痛みなどの反応が16件あった。今回塗布した部位は、モニターの負担を考慮して、反応の出にくい上腕部で行ったにもかかわらず反応が出たことから、pH値が低く濃度の高いものについては、安全性に疑問が残った。

2. ケミカルピーリング剤(ケミカルピーリング剤測定結果一覧表参照)

10販売業者 31種類(エステティックサロンで使用されている業務用のもの)

3. 調査内容

- pH値

- ・配合されているAHAの種類
 - ・AHAの濃度
 - ・モニターへの塗布
4. ケミカルピーリング剤の分析結果(ケミカルピーリング剤測定結果一覧表参照)
- ・測定内容
 - ①pH値
 - ②配合されているAHAの種類
 - ③AHAの濃度
 - ・測定方法

測定機器 HPLC……SHIMADZ
U LC-10AT

検出器……紫外吸光光度計

測定波長 有機酸 (220 nm)
ビタミンC (240 nm)
サリチル酸 (245 nm)

カラム 有機酸 (L-カラム)
ビタミンC・サリチル酸 (S him-pak)
 - ・分析結果(ケミカルピーリング剤分析結果一覧表参照)
 - ①pH値について
pH 3.0を下回っていたものが31種類
中16種類 そのうち、pH 2.0を下回っていたものが2種類あった。
(最低 pH 1.7 最高 pH 8.5)
 - ②配合されているAHAの種類
グリコール酸 乳酸 クエン酸 酒石酸
リンゴ酸 その他 サリチル酸について調べた。グリコール酸については、31種のうち26種類と、ほとんどに配合されていた。ついで、乳酸が、16種類に配合されていた。
 - ③AHAの濃度
全体的にみて、さほど高濃度のものはなかった。しかし、グリコール酸の濃度が20%を超えるものが3種類あり、そのうち1種類が30%を超えていた。
(グリコール酸 最大31.2% 平均9.27%)

5. 安全性試験

①方法

19歳から58歳までの60名(女性)の上腕部に6種類のピーリング剤を塗布し、10分後に拭き取りを行い、3時間経過を観察した。

②使用したピーリング剤

Aグループ(30名)

1) G社	2) B社	3) J社
4) A社	5) H社	6) I社

Bグループ(30名)

1) H社	2) F社	3) B社
4) E社	5) C社	6) D社

③結果

Aグループ

1/53歳 A2	かゆみ	3時間後なし
8/53歳 A2	びりびり感	かゆみ 3時間後なし
11/48歳 A1,3	熱感	3時間後なし
12/48歳 A1,3	熱感	3時間後なし
13/49歳 A1,3	ひりひり感	3時間 後なし

17/24歳 A4	かゆみ	3時間後なし
19/29歳 A2	かゆみ	3時間後なし
22/28歳 A2	かゆみ	3時間後なし
25/26歳 A2	かゆみ	やや発赤 3時 間後発赤残存 3日後発赤消失

※30名中かゆみ等の違和感を訴えたのは7名、発赤が残ったのが1名だった。

Bグループ

30/34歳 B5	かゆみ	3時間後なし
38/31歳 B3	やや発赤	3時間後消失
54/47歳 B4,6	ちりちり感	3時間後 なし
46/41歳 B4	ちくちく感	3時間後な し
48/39歳 B3	発赤	かゆみ 3時間後 発赤残存、3日後発赤消失
57/34歳 B5	かゆみ	3時間後なし
59/25歳 B4	痛み	3時間後なし

※30名中かゆみ等の違和感を訴えたのは6名、発赤が残ったのは1名だった。

6. 考察

あまり反応の出ない上腕部であったにもかかわらず、発赤を認めたものが、pH2.2グリコール酸31.2%が2名、pH2.3グリコール酸27.5%が1名だったことから、pHが低く、濃度の高いものは、顔に塗布するには危害を起こす可能性が高いことが考えられる。

pH3以上濃度10%以下のものについては、ほとんど反応はみられず、安全性は高いと考えられた。

平成13年3月に発表された、財団法人日本エステティック研究財団のケミカルピーリングに関するガイドライン(pH3.0以上グリコール酸10%以下)に沿うかぎりであれば、エステティックサロンでケミカルピーリングが行われても、特殊な事例を除いて安全性は確保されるものと判断した。

D. 考察

3つの方法を用いた研究調査の結果、エステティックサロンで提供するサービスメニューの内容、技術のレベル、手法もまちまちであり、すべてにおいて安全かつ衛生的にサービスが提供されているとはいがたい面も混在している。

言い換れば、それぞれの事業所が独自の考え方(技術者の育成方法、教育方法、サービス内容等)で消費者に対応しているため、安全性の確保に関しては、エステティックサービス業全体として、あるいは技術者における統一した意識付けはされていないものと思われる。

E. 結論

わが国のエステティックサービスは、化粧品やエステティック機器といった、ハードが先行して形作られた産業であるため、化粧品

とエステティック機器さえあれば簡単に事業所(サロン)として開設できる面ももつている。

美容を目的とするエステティックサービスにおいても、技術者が人体に直接触れたり、皮膚表面の手入れを行う以上、消費者が安心してエステティックサービスを受けられるための理論や知識の教育は不可欠である。同時に、事業所内の衛生管理の徹底や危害への対応マニュアル等の整備は急務である。

エステティックサービスを対象に、消費者危害を未然に防ぎ、消費者の利益保護に資するための研究調査は今回はじめてのことであり、今後も医学的見地からこのような研究調査を実施することは極めて重要と考える。

今回の研究調査で得られたエステティックサービスの現状を踏まえつつ、さらに技術者の教育・育成の実態と本来あるべき教育の内容、また、事業所内の衛生管理等の実態を把握することが、今後のエステティックサービスによる消費者危害の防止に向けた一助になるものと考える。

厚生科学研究費補助金

エステティックサロンにおける身体危害の防止に関する研究

平成 13 年度 総括研究報告書

添付資料—1

消費者危害防止対策についての実態調査 調査票